

議第19号議案

介護保険制度の後退に反対する意見書

介護保険制度の後退に反対する意見書を、ふじみ野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年12月13日

提出者 ふじみ野市議会議員

新井光男

賛成者 ふじみ野市議会議員

塚越洋一

伊藤初美

足立志津子

床井紀範

ふじみ野市議会

議長 小林憲人様

介護保険制度の後退に反対する意見書

当市の2025年における高齢者の状況は、高齢者数28,890人（高齢化率24.6%）、要支援・要介護認定者数5,762人となる見込みです。また、介護認定を受けていない方を含む認知症高齢者数は、5,472人となる見込みです。

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、来年2020年の通常国会に提出予定の介護保険法改正案の策定に向けた議論を本格化させています。この中で、要介護1、2の「軽度者」が利用する生活援助サービスを、介護保険の給付対象から除外することや、原則1割の介護利用料負担をめぐり、2～3割負担になる人を増やすこと、ケアプラン作成の際の利用者負担の導入などが検討されています。

要介護1、2の「軽度者」をめぐっては、すでに要支援1、2の訪問・通所介護が2014年の介護保険法改悪によって保険給付から外され、市区町村の裁量で行われる「総合事業」に移されました。しかし、「総合事業」は、自治体によってサービスの内容や担い手の確保などで格差があり、全ての利用者に同じサービスが保障されるか、大きな不安を残しているのが実態です。

介護保険は、現在でも必要になっても使えないこと、費用負担ができず利用を控えることなどが大きな問題になっています。高い介護保険料を払い続けてきた人が、要介護と認定されたにもかかわらず、保険給付にもとづくサービスが使えないというのは、「保険」という仕組みのあり方の根幹に関わります。

よって、政府においては、介護保険制度のこれ以上の後退をやめ、制度の充実をはかるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣